

運営は従来通り

市民の医療に実績挙ぐ

月平均五千名が治療

本年三月大村市議会に於て、「国民健康保険事業を一時的に止される様御考慮願いたい」との請願がなされたので、議会は於ては特別委員会を編成し、各方面に亘つて調査し、慎重審議された結果を四月二十七日の臨時市議会に鹿島委員長から報告がなされ、当日の議会で於ても眞剣に検討され、次の決案が決定いたしましたので、国民健康保険の運営は従来通り行うことになりましたのであります。

〔決案〕

「右審査の結果請願の趣旨は妥當と認め難い」とし、

〔理由〕

①大村市国民健康保険事業は、市民の医療に對し実績を挙げているものと認めらる。

②被保険者三万五千名の内、年間の治療件数は二十九年度に於て五万二千に及び、以後漸増し現在月平均約五千名が治療を受けている。

③而して一件の治療日数において、二十五年程度七、二日であつたものが四、二日に短縮し入院においても十七日が十三日に短縮していることは、高價藥の全面採入れ、早期受診、早期治療の結果である。

④大村市国民健康保険料は、果内他市町に比較して高い方面に入らず、早期受診、早期治療の結果である。

⑤依つて福祉事務関係の医療扶助費は漸増することとなり、現在に於いて約六百万円の市負担がさらに擴大するものも考えられる。

⑥なお且つ結核患者に於て入院し得る家庭療養者も増加の結果となることは結核予防上、寒心に堪えない。

⑦市立病院は國保直營診療であるため第二期工事を与えられた補助額六百四十一万九千円と、これと

見合ひの起債七百四十万円、及び厚生年金融資の一千万円、三浦分院國庫補助二十一万六千円、レントゲン國庫補助四十五万円、二十九年度起債百五十二万二千円、合計二千六百七十七万円は返納しなればならぬ。

⑧國保の現在の赤字四百三十二万円は、そのまゝ市の赤字として残存する。これの解決のためには未徴收分の保険料徴收を強行せねばならぬ。

⑨本事業を万一中止するとしても治療中の者に對しては、人道上一時に中止することではできないので、飯に二ヵ月後に中止するとしても給付費と事務費とを合せて約五百万円を要すると思われ、徴收は到底見込がないから一般會計が負担するより外ないと思ふ。

⑩市立病院は國保直營診療であるため第二期工事を与えられた補助額六百四十一万九千円と、これと

る計画を進めており、長崎縣でも強力に推進中で長崎、佐世保に於ても市民の強い要望があり、議事に於ても早急に実施するように要求されております。

小村厚生大臣は五月二十六日の参議院で社会保険の擴充強化に對しては勤勞者を対象とする職域保険(健康保険)と國民大衆を対象とする地域保険(國民健康保険)の二本建で行く(保險衛生課)

従ひまして、当市におきましても市民の医療に欠くべからざるこの事業を發展伸張させますことがひいては皆様の福祉増進に寄与することができ得るのであります。そのためには、運営上におきましますとをお願い致します。

宣敷く御協力あらんことをお願い致します。

大村市長 大村純毅

大村市は、六十年余を經過いたしました。その間皆様の切實な健康を守るために、病氣にかからぬ予防は病氣にかからぬ予防は第一であります。若し不幸にして病氣や、怪我をした時は、手早く医師の診断を受け、早期に治療をして貰うことです。そこで病氣や、怪我のような不時の出来事に備へるために、健康保険が実施されて、市民の健康が守られて、昭和二十五年一月から市營として國民健康保険事業を開始して、

国保は繼續に決定

三者一体の協力が必要

大村市議會議長 森 周作

市營國民健康保險に關した結果、市民の医療に對する必要性に鑑み、従前の通り繼續されることになりました。

國民健康保險につきましては、社会保障制度強化のすゝめとして、政府におきましても、特別委員会を設置し、本市の同事業従來の実績、他市町村の実情調査並びに關係者の意見聴取等、あらゆる方面から調査検討を加え、

一家揃つて健康であることが最大の幸福であると思ひます。この大切な健康を守るために、病氣にかからぬ予防は病氣にかからぬ予防は第一であります。若し不幸にして病氣や、怪我をした時は、手早く医師の診断を受け、早期に治療をして貰うことです。そこで病氣や、怪我のような不時の出来事に備へるために、健康保険が実施されて、市民の健康が守られて、昭和二十五年一月から市營として國民健康保険事業を開始して、

六十年余を經過いたしました。その間皆様の切實な健康を守るために、病氣にかからぬ予防は病氣にかからぬ予防は第一であります。若し不幸にして病氣や、怪我をした時は、手早く医師の診断を受け、早期に治療をして貰うことです。そこで病氣や、怪我のような不時の出来事に備へるために、健康保険が実施されて、市民の健康が守られて、昭和二十五年一月から市營として國民健康保険事業を開始して、

種苗業者の方へ

登録番号の揭示は廢止

農産種苗の販売に當つては従來種苗業者は「分類番号(通稱種苗業農林省登録番号)」を店頭に掲示することになつておりましたが、四月十三日から、この登録番号を揭示しないようになり、

現在、店頭に掲示、或は広告文なきに掲載しているものがあれば、直ちに取去るか除去してください。

これは、最近、この番号を記載した広告文を

最近全国各地で一部の種苗業者が種子について全く無智な素人を勧誘して、新たに種苗業を開業させその者との

この「市政だより」は六月一日市民課から送付しました。

悪質種苗業者に御用心

最近全国各地で一部の種苗業者が種子について全く無智な素人を勧誘して、新たに種苗業を開業させその者との

列車事故をなくそう

農繁期には特に多い

六月十五日まで妨害防止運動月間として、脱線、運轉支障、旅客傷害事故など輸送の安全性を粗害している現状であります。

六月十五日まで妨害防止運動月間として、脱線、運轉支障、旅客傷害事故など輸送の安全性を粗害している現状であります。

- ① 幼児の線路内立入禁止。
- ② 線路内の放牛、通行禁止。
- ③ 列車に投石、線路へ置石の禁止。
- ④ 踏切を横断するとき、一旦停止後安全を確認してから通行する。
- ⑤ トンネル、橋梁通行の絶対禁止。
- ⑥ 驛構内の通り抜け禁止。

六月分お米配給

内地米 九日

指定外米 二日

計 十一日

希望配給 五日

外米一人五キロ以内

もち米特配一人一、五キロ以内

の禁止。

① 列車に投石、線路へ置石の禁止。

② 踏切を横断するとき、一旦停止後安全を確認してから通行する。

③ トンネル、橋梁通行の絶対禁止。

④ 驛構内の通り抜け禁止。

大村ポ一ト

6月 5.6.7.8

16・17・18・19

23・24・25・26

この「市政だより」は六月一日市民課から送付しました。